

2023年5月22日
特定非営利活動法人北関東医療相談会
事務局長 長澤正隆

【仮放免者の実情】

北関東医療相談会またはアミゴスの事務局長としてお話しします長澤正隆です。私たちの会は25年以上、東京及び北関東の近郊で困窮する外国人の支援をしてきました。今日は、日本で「仮放免」の状態に置かれている外国人の状況についてお話します。

1. 「活動の紹介」

私たちの活動は、1997年6月に群馬県伊勢崎市から始まりました。きっかけは非正規滞在のフィリピン人男性の胃がんによる死亡からです。以来2023年1月川口市において健康診断会まで64回3207人の生活困窮した外国人の健康診断と生活支援を行いました。

私たちの支援は、「すべての人が健康と平和な生活ができる共生社会の実現をめざし、特に外国籍・生活困窮者の為の保健、医療又は福祉の増進を図る活動（定款から抜粋）」「健康診断を中心とした健康であること支援する活動です」、健康とは何かを自問し「健康は生き抜く力（近藤克則著 健康格差社会より）」と考え、生活困窮の外国人の支援を行ってきました。

2. 生活困窮した外国人の現状

生活困窮した外国人の特徴は、①在留資格が無い、②現金が無い、③健康保険を含めた社会的資源に繋がっていない、④言語困窮者、⑤支援体制が整っていない。

中でも仮放免者は、「入管から働いてはいけない」、「行動の制限」があることによってこれらの特徴は際立ちます。在留資格がないということは住民票がつかれず住宅も借りることがはばかります。

3. 健康支援活動

健康診断会は、一般的な成人病の健診方法にのっとり、「普段医療機関を受診する機会の少ない国内外の貧困者の結核、成人病などの健康診断を受ける機会を提供します。必要に応じて診療所を自前で開設します」

会場には、「胸部レントゲン、検尿、 血圧、血液検査、 心電図（希望者）、 子宮頸ガン（希望者）、 診察、歯科検診のブース、通訳支援者、弁護士相談、生活相談、女性相談、食糧支援、中古衣類の支援を行います。

受診対象者には①受診費用:無料 ②交通費支給 ③無料法律相談及び病院紹介 ④治療費

一部負担（上限 5 万円） ⑤食糧支援 ⑥無料低額診療の病院の紹介 ⑦ 治療費が無くても診察可能な病院

4.個別医療支援活動

個別医療支援活動は、健康診断会と電話相談支援要請が来る外国人の支援を行っています。2020 年からは非正規滞在者の出産についての相談がありました。県によっては入院助産制度をしていないとホームページに書いてあったりしていました。

2022 年度は、80 人の生活困窮した外国籍住民から問い合わせを受けました。主な病気は、①腎臓病（ネフローゼ）、②母親：帝王切開 子：左心低形成症候群（難病）、③住血吸虫による心臓病 ④急性虫垂炎 ⑤子宮筋腫 2 件、⑥狭心症 ステント手術 ⑦肺がんの支援 ⑧心房細動 2 件 ⑨食道がん手術 ⑩ 狭心症 ⑪ 30 年に渡る耳の小骨骨折により聞こえない その他糖尿病

【2020 年、「在留資格と癌」という象徴的な出来事】

神奈川県に在住のカメルーン人女性は仮放免者でした。2008 年に乳癌と診断、2020 年 10 月末期の乳がん患者となりましたが家賃が払えずホームレスとなり当会に支援要請されました。10 月末に在特を申請し数度交渉しようやく受理されたが、本人に在留カードが届いたのは死亡後 3 時間経過でした。

【無料低額診療の病院と外国人】

無料低額診療事業は、社会福祉法第 2 条第 3 項 9 号によって低所得者などに医療機関が無料または低額な料金によって診療を行う事業です。厚生労働省は、「低所得者」「要保護者」「ホームレス」「DV 被害者」「人身取引被害者」などの生計困難者が無料低額診療の対象と説明しています。第 2 種事業は都道府県知事への届出で行うことができる（第 69 条）。実施者には、固定資産税や不動産取得税の非課税など、税制上の優遇措置が講じられています。

無料定額診療事業によって生活困窮した外国人は随分と助けられてきました。しかし、現在の日本は日本人の生活困窮者も多く、以前は多くの外国人の助けられたこの制度には沢山日本人が来ています。国の政策でインバウンド活用によって外国人には高い 200%、300% 診療費を要求する大学や国立の病院も現れ、そのまま仮放免者に適用されます。

5.国連の自由権規約と仮放免者

当会の大澤優真理事、萩原芳子各理事によって昨年国連で仮放免者のことを訴える機会を得ました。結果は今回の国連では初めて日本語のローマ字表記「karihoumensya」となり世界の中でも際立った存在となりました。

また国連の日本政府は第6回日本政府報告に対する最終見解(CCPR/C/JPN/CO/6)、特に市民的及び政治的権利に関する国際規約の第6条及び第7条について追加勧告を受けるべきであると考えます。

- 6 私たちは「仮放免者」とは「生きていけない」状況にあるので以下の要求を行います。
- ① 日本政府から帰国すべきとされており何かしらの事情で帰国できません。それは難民で、母国で生命の危機に晒されるおそれがあります。
 - ② 就労を認めてください。仮放免者には生活する手段がなく働いて収入を得ることが一切禁止されています。
 - ③ 医療保険の加入を認めてください。
 - ④ 生活保護法の活用

7 また今回、野党案と政府案を見る限り

- ① 独立した第三者機関「難民等保護委員会」の設置
- ② 難民認定を行うには、専門家や有識者の方々に委員として入り、客観性・透明性・納得性ある形で保護すべき方々を適切に判断してください。
- ③ 対象者を現状の制度から広げ、保護すべき方々を積極的に保護すること。
補完的保護としての在留特別許可の在り方
- ④ 収容しないことを基本に、収容期間についても上限を設けていること。
- ⑤ 長期の非正規滞在者なども救済からこぼれ落ちないようにしたことを評価する。
- ⑥ 日本が国際社会の一員として、当然に果たすべき役割を果たすための制度を提案
こういったことから野党案を支援します。

以上